

(仮称) 中ノ森山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年3月

中ノ森山風力合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 1 月 15 日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和 2 年 1 月 15 日（水）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※令和 2 年 2 月 1 日（土）～2 月 4 日（火）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

・広報なみえ（別紙 2 参照）

・広報かわまた（別紙 3 参照）

・広報にほんまつ（別紙 4 参照）

・たむら市政だより（別紙 5 参照）

※葛尾村の対象事業実施区域近傍の住宅については、お知らせのチラシを投函した。（別紙 6 参照）

③インターネットによるお知らせ

令和 2 年 1 月 15 日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙 7 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-34.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 10 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- ・ 浪江町役場産業振興課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
- ・ 葛尾村役場
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
- ・ 恵下越集会所
福島県田村郡三春町恵下越
- ・ 船引公民館
田村市船引町船引字南元町 28 番地
- ・ 二本松市役所市民部生活環境課
福島県二本松市金色 403 番地 1
- ・ 二本松市役所東和支所
福島県二本松市針道字蔵下 22
- ・ 二本松市役所岩代支所
福島県二本松市小浜字北月山 27
- ・ 川俣町役場企画財政課
福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
- ・ とんやの郷
福島県伊達郡川俣町山木屋字日向 40-1

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 中ノ森山風力合同会社 ホームページ（別紙 8 参照）
<http://nakanomoriyama.work/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 1 月 15 日（水）から令和 2 年 2 月 14 日（金）まで
（土・日曜日、祝祭日及び閉庁日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 5 名であった。
（内訳）福島県庁 3 名

浪江町役場産業振興課 0名

葛尾村役場 1名

恵下越集会所 1名

船引公民館 0名

二本松市役所市民部生活環境課 0名

二本松市役所東和支所 0名

二本松市役所岩代支所 0名

川俣町役場企画財政課 0名

とんやの郷 0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1~8 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和2年2月1日（土）14時00分から15時00分まで
- ・ 開催場所：二本松市役所岩代支所
(福島県二本松市小浜字北月山二十七番地)
- ・ 来場者数：3名

- ・ 開催日時：令和2年2月1日（土）17時00分から18時00分まで
- ・ 開催場所：山木屋公民館
(福島県川俣町山木屋字小塚五番地の八)
- ・ 来場者数：0名

- ・ 開催日時：令和2年2月2日（日）14時00分から15時00分まで
- ・ 開催場所：下葛尾集会所
(福島県葛尾村大字葛尾字北平九番地)
- ・ 来場者数：11名

- ・ 開催日時：令和2年2月2日（日）18時30分から19時30分まで
- ・ 開催場所：船引公民館
(福島県田村市船引町船引字南元町二十八番地)
- ・ 来場者数：0名

- ・ 開催日時：令和2年2月4日（日）14時00分から15時00分まで
- ・ 開催場所：浪江町役場
(福島県浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二)
- ・ 来場者数：1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月15日（水）から令和2年2月28日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②中ノ森山風力合同会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計4名の方から、4通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は41件であり、その内訳は以下の通り。

提出者（名）	意見書数（通）	意見数（件）
1	1	1
1	1	3
1	1	5
1	1	32
合計 4 名	合計 4 通	合計 41 件

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県双葉郡葛尾村在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	まだ理解できません。電磁等の心配があります。	今後、事業計画等ご理解いただけるよう、説明会等の機会にて、丁寧な説明を心がけてまいります。 また、電力設備から生じる電磁波についてですが、国が定めた「電力設備に関する技術基準を定める省令」において、健康影響側面からの科学的知見をもとに規制値として 200 マイクロ T という値が設定されています。本事業の電力設備から生じる電磁波は本規制値を大きく下回る想定であり、基本的に健康に有害な影響を及ぼすことはないと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県双葉郡葛尾村在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	大気質（窒素酸化物、粉じん）調査 →→計画では住家連担地でない3地点を選定していることから、字中平、北平、小坂地内の住家連担箇所3点を追加し、計6地点で調査し安全・安心を担保してほしい。	お示した3地点は工事車両の主要な走行ルート沿いの代表的な交通量及び風の状況を把握するために設定させていただきました。 工事車両の走行に伴う大気質への影響は、沿道を走行する一般車両と工事車両の台数によって大きく変動するため、上記台数が概ね同じである同一沿線での予測結果に大きな差が生じることはございません。 そのため、本調査結果を用いて、ご指摘いただきました字中平、北平、小坂地内の住家連担箇所で大気質がどの程度の値になるのか予測することも可能ですので、住民説明会等の場では、当該箇所についてもご説明させていただきます。 なお、建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、騒音、低周波音調査を予定している事業計画地周辺の5地点で予測結果をお示しいたします。
3	騒音、振動、低周波音調査 →→大気質調査計画3地点+上記追加3地点の計6地点で「騒音、振動調査」をお願いしたい →→「騒音、低周波音調査」では5地点とされているが、住家近接を再調査し新たに地点追加(0.6～1.0km)を検討してほしい。説明会に於いて設置位置は変更される可能性があるとのことだが、発電機の稼働による騒音は1kmまで及ぶと話されたので、近接者(0.5～0.6km)は心配である。 また、山頂に設置された風力発電機からの低周波音は、指向性があると聞き及んでいるが山頂から下降して住家近辺まで降りてくるのでしょうか？ ところで、現実に風力発電機真下における「騒音」と「低周波音」がどのようなになっているのか、既設風力発電所の現地視察と計測器を持ち込んで計測する機会を設けてほしい。	→→上述と同様に、工事車両の走行に伴う騒音、振動の影響は、沿道を走行する一般車両と工事車両の台数によって大きく変動するため、上記台数が概ね同じである同一沿線での予測結果に大きな差が生じることはございません。 そのため、本調査結果を用いて、ご指摘いただきました字中平、北平、小坂地内の住家連担箇所でも工事車両の走行に伴う騒音、振動がどの程度の値になるのか予測することも可能ですので、住民説明会等の場では、当該箇所についてもご説明させていただきます。 →→騒音・低周波音の調査地点追加、現地視察の実施について十分にその必要性を考慮し、前向きに検討してまいります。 また、低周波音の予測・評価結果を準備書で示し、住民説明会等の場で、具体的にご説明させていただきます。
4	水質調査 →→基本的に水質に影響を及ぼすものは、工事实施中及び完成後の工事用道路からの土砂流出が考えられる。水質1、4、5地点の下流域は、本村でも一番の水稲耕作地で水利として利用されている。このため工事中のみに限らず工事後も沈砂池を存置しなければならないと考えられる。	工事後についても沈砂池を存置することを想定しております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県福島市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	本事業計画地は阿武隈山地北部の静寂かつ自然豊かな地域であり、クマタカを始めとする大型猛禽類の生息、営巣に適した植生を有しており、また、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染によって、避難を継続している浪江町津島地区の住民にとっては故郷の大切な自然景観であります。さらに、これらの森林は防災上も極めて重要な森林であり、計画の推進に当たっては、より慎重な対応が望まれるところです。加えて、計画地のほぼ全域が国有林（保安林含む）であることから、公共性の高い事業に限って貸付されるべきであり、事業の中止を含めた大幅な変更も視野に調査を進めることを要望します。なお、具体的な意見は下記の通りです。	ご指摘いただきました事項も含め、慎重に対応してまいります。また、国有林での事業ということで、関係機関と適切に協議をしたうえで、許可を得られましたら、計画を進めてまいります。
6	1. 予定箇所には「葛尾風力発電事業」「阿武隈地域風力発電事業」が近接しており、オオタカ、クマタカ等、希少猛禽類の営巣が確認されていることから、詳細な現地調査を実施するとともに、定点観測ポイントを追加設定いただきたい。	希少猛禽類の生息状況の確認に特化した調査を実施いたします。また、猛禽類の出現状況にあわせ、適宜定点観察ポイントの追加設定を行い、希少猛禽類の生息状況を適切に把握できるよう実施してまいります。
7	2. 自然景観は貴重な地域資源であり、その保護は自治体や住民にとっても極めて重要です。特に国道 399 号登館峠西側の 4 基については、富士山に見える山として周辺 5 市町村（二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村）を始め、広く県民に親しまれている「日山」の景観を著しく悪化させ、山頂からの眺望を害することから、中止いただきたい。また、景観に関する影響予測、評価手法は主に風車の静止状態によるフォトモンタージュによって行われておりますが、稼働時（ブレード回転時）とは大きく異なることから、動画による手法を追加し、提示いただきたい。（※隣県においては知事意見に含めている。）	ご意見をいただきました「日山」を含めた主要な眺望点からの眺望景観については、予測結果を踏まえ、風力発電機の配置や環境保全措置等を検討してまいります。 また、アセス図書としての予測手法については、動画を紙面で表現できないため、現時点ではフォトモンタージュ法による静止画での予測手法を予定しておりますが、イメージしやすいご説明を心がけるよう努めてまいります。
8	3. 本事業計画地域の大部分は国有保安林（次頁参照）であり、特に中ノ森山北部（浪江町側）には急峻な地形が存在します。近年頻発するスーパー台風等の豪雨による山地災害防止を図る上でも慎重な対応を求めます。	防災面についても十分に検討したうえで、詳細設計を進めてまいります。
9	4. 本事業計画地域の放射線については、0.5μSV/h～1.9μSV/h と高線量地域（次頁参照）であることから、広範囲な土壌調査を実施し、風向等による飛散等、季節性を考慮の上、その影響を予測し、実効性のある具体的対策を策定いただきたい。なお、総花的な文言を列挙するのではなく、具体的な作業工程毎の手順を明確にするとともに、粉塵計やサーベメータ等、専用機器によるモニタリング体制も充実させ、事業者等の H P にて公表いただきたい。	土壌の放射性物質調査地点については、全ての風車設置予定位置を網羅するよう広範囲に設定しております。本調査結果をもとに行政とも協議しながら実効性のある具体策を検討してまいります。なお、ご指摘のとおり、準備書においては、具体的な作業工程毎の手順が明確に理解できるよう努めます。また、モニタリング等につきましても、法に従い行政と協議しながら十分にその必要性を考慮したうえで、検討してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

青森県十和田市在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
10	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見書の内容は、順番を並び替えず、全文お示しいたします。 また、それぞれのご意見に事業者としての見解をお示しさせていただきます。
11	■2. 重要なので再度確認するが、本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	採用を予定する風力発電機が決まっている段階です。採用する風力発電機が決まりしだいご指摘の点について確認して参りますが、基本的には強制的に停止状態にしていない場合には弱風時にも遊転すると思われます。
12	■3. 重要なので再度確認するが、本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上であってもフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）ができるのか？	採用を予定する風力発電機が決まっている段階です。採用する風力発電機が決まりしだいご指摘の点について確認してまいります。
13	■4. バットストライクは大量に発生している ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重田達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道	バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ総合的に検討してまいります。

14	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	今後実施する現地調査結果より、本地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を検討してまいります。
15	■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	コウモリ類の活動は当該地域の状況、環境によって変化するものと考えております。そのため、今後実施する現地調査結果より、本地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置（低減措置）の内容を検討いたします。
16	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「ゴールドマン・サックス・リアリティ・ジャパン、磐栄運送及び蒲田産業」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事業開始時から」必ず実施して頂きたい。	最新の国内の成果や専門家からのヒアリング、また今後実施する現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
17	■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うつもりかもしれない。仮にそうなら素晴らしいことだ。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことをあらかじめ指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 本事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	最新の国内の成果や専門家からのヒアリング、また今後実施する現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
18	■9. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
19	■10. 「事後調査」は信用できない理由 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の協力者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする保証は何もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。	上述のとおり、高高度を飛翔するコウモリ類の音声モニタリング調査等を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。事後調査の実施可否についても調査結果等を踏まえて検討いたします。
20	■11. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値（死亡個体数）及び根拠を述べよ。	環境影響評価方法書を提出した段階であり、現地調査結果を踏まえた予測はおこなっておりません。左記の内容

		については回答できません。
21	■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	環境影響評価は事業の実施前におこなわれるため、例えばコウモリの予測について不確実性は大きく小なり伴うものと考えます。
22	■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	事前段階における環境保全措置については、最新の国内の成果や専門家からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。
23	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	最新の知見、専門家へのヒアリングを踏まえ、現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置について検討してまいります。
24	■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 事業者らは『「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか』という住民等意見に対して、 ===== 回避：行為の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復すること。（後略） ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しないこと」は影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	「影響の回避」と「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）において以下のようにも指摘されております。そのため、「ライトアップを実行しないこと」が『低減』措置ではないと言い切れないと考えております。 “回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要である。”
25	■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について引き続き新たな知

		見の収集に努めてまいります。
26	■17. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。
27	■18. コウモリ類の保全措置（回避）について 事業者は『風力発電機は樹林から200m以上して設置すること』という住民等意見に対して、「バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家からの意見を踏まえて適切に予測します。その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を検討します」と回答した。しかし「適切に予測し、環境保全を検討する」のは自明であり、無意味な回答である。 住民等は「風力発電機は樹林から200m以上離して設置すること」を要望しているが、事業者らはその要望に対して自明な主張をして論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。	バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
28	■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schimracher, 2010)	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
29	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前から」実施することが重要である。	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
30	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを指摘した。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
31	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。

32	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	今後実施する現地調査結果や有識者からの助言を踏まえ、バットストライクにかかる影響について適切に予測してまいる所存です。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。
33	■24. P309 音声モニタリング調査の調査地点について バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が 3 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(15 箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	音声モニタリング調査地点は、有識者の助言も踏まえて、対象事業実施区域を大きく 3 つ(東、西、真ん中)に別けそれぞれのエリアの現状を把握する目的で設定しております。
34	■25. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	観察時間につきましては、ご指摘の点がカバーされるよう留意して実施いたします。
35	■26. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	探知距離につきましては準備書においてお示しいたします。
36	■27. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。調査手法については方法書に記載しているとおり、コウモリ類についてはコウモリ相把握のための捕獲調査に加え、高高度を飛翔するコウモリ類を対象とした音声モニタリング調査を実施し、対象事業実施区域における生息状況を的確に把握いたします。その結果を踏まえ、適切に予測し、環境保全措置の内容について検討いたします。
37	■28. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P303「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shmtl)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。
38	■29. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が	今後、有識者の助言や最新の研究結果を収集し、バットストライクにかかる予測についても適切に取り組んでまいりたいと考えております。

	各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	
39	■30. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213, NEDO, 2018.	事後調査の頻度については、有識者へのヒアリング、予測及び評価結果を踏まえて検討いたします。
40	■31. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	事後調査の頻度については、有識者へのヒアリング、予測及び評価結果を踏まえて検討いたします。
41	■32. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査内容につきましては、今後の現地調査結果、予測及び評価結果、有識者へのヒアリングを踏まえて検討いたします。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（令和2年1月15日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」中ノ森山風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
中ノ森山風力合同会社

代表者の氏名 一般社団法人霞町プロパティ

事務所の所在地 職務執行者 赤津忠祐
東京都港区六本木六丁目十番一号

六本木ヒルズ森タワー

二、特定対象事業の名称、発電所原動力の種類及び発電所の出力
特定対象事業の名称 (仮称)中ノ森山風力発電事業
発電所原動力の種類 風力(陸上)

発電所の出力 発電設備出力 最大四万八千キロワット
(最大四千二百キロワットを最大十五基)

三、対象事業実施区域
福島県双葉郡浪江町及び葛尾村の行政界
付近の稜線上

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
浪江町、葛尾村、田村市、二本松市、川俣町

五、方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
(一)縦覧場所 福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課、
浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、恵下越集
会所、船引公民館、二本松市役所市民部生活環
境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩
代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷

(二)縦覧期間及び時間
期間 令和二年一月十五日(水)から
令和二年二月十四日(金)まで

時間 いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
午前八時三十分から午後五時十五分まで

(三)インターネットによる公表

URL <http://nakanomoriyama.work/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から
のご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法
書の名称・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え
付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和二年二月二十八日
(金)までに問い合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、説明会の開催を予定する日時及び場所

(一)二本松市役所岩代支所(二本松市小浜字北月山二十七番地)
二月一日(土)午後二時～午後三時

(二)山木屋公民館(川俣町山木屋字小塚五番地の八)
二月一日(土)午後五時～午後六時

(三)下葛尾集会所(葛尾村大字葛尾字北平九番地)
二月二日(日)午後一時～午後二時

(四)船引公民館(田村市船引町船引字南元町二十八番地)
二月二日(日)午後六時三十分～午後七時三十分

(五)浪江町役場三階三〇一会議室
(浪江町大字幾世橋字八反田七番地の二)

八、問い合わせ先 中ノ森山風力合同会社 〒一〇六六一四五
東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー

電話〇三(六四三九)〇〇一〇 (担当)料治

○広報誌による「お知らせ」

(広報なみえ 1月号)

「2020年 農林業センサス」に ご協力を

2月1日(土)を基準日として、農林業を営む人などを対象に、国の統計調査である農林業センサスが行われます。この調査は、今後の農林業施策の基礎資料に役立てられます。1月中旬から調査員が調査に向います。調査へのご理解とご協力をお願いします。

☎ 企画財政課情報統計係
TEL 0240-340241

県民健康調査 「健康診査」 無料で実施

☎ 対象者
平成23年3月31日から平成24年4月1日までに青森区域などに住民登録していた人のうち、令和元年度に16歳以上で県内在住の人※県外在住の人には県外健診の案内を送付しています。なお、町の特健健康診査・総合健診で上乗せ項目を受診した人は対象外です。

☎ 検査方法
12月に送付した受診案内に基づき、県内実施医療機関での個別検診、県内公共施設での集団健診のいずれかを選択して受診。

☎ 関係機関
青森県立医科大学放射線医学県民健康センター
TEL 024-5495130

高齢者向け 「安全・安心教室」

振り込め詐欺などの消費生活に関する講座や、交通安全に関する映像を見て解説する交通安全教室を開催します。

☎ 日時 2月5日(木) 10時～

環境影響評価方法書の 縦覧および説明会 の開催

中ノ森山風力合同会社が、葛尾村および浪江町において計画している「(仮称)中ノ森山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書を縦覧します。また、住民説明会を実施します。

☎ 縦覧書類
(仮称)中ノ森山風力発電事業 環境影響評価方法書

☎ 縦覧場所
浪江町役場本庁舎3階 産業振興課

☎ 縦覧期間
1月15日(木)～2月14日(金)

☎ 意見書
2月28日(金)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名、住所および意見を記入の上、意見書箱に投函するか、割合せ先に郵送してください。

法務局公開講座が 開催

☎ 日時
1月30日(木)
13時30分～15時30分

☎ 場所
いわき市地方合同庁舎5階共用会議室(いわき市平字家根町4番地)

☎ 内容
・公証人による「相続と遺言」
・法務局職員による「相続と登記」
・定員と参加費
30人
(先着順予約制で無料)

☎ 申込
中ノ森山風力合同会社 支店総務課
TEL 0246-231651

住民説明会

☎ 日時
2月4日(火) 14時～

☎ 場所
浪江町役場本庁舎3階 301会議室

☎ 中ノ森山風力合同会社 担当 料治
TEL 0246-6145
東京都六本木6-10-1
六本木ビルズ森タワー
TEL 03-6439-0510

○広報誌による「お知らせ」

(広報かわまた 1月号)



町からみなさんへの大切なお知らせです。



・広告は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問い合わせください。

かわまたPR

(仮称) 中ノ森山風力発電事業
環境影響評価方法書について

中ノ森山風力合同会社が、葛尾村及び浪江町において計画している風力発電事業に係る環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、住民説明会の実施を予定しております。

- 事業者 中ノ森山風力合同会社
- 対象事業実施区域 葛尾村、浪江町
- 縦覧期間 令和2年1月15日(水)～2月14日(金)
- 縦覧場所 川俣町役場(企画財政課)、とんやの郷
- 意見書の提出 令和2年2月28日(金)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函くださるか、以下へご郵送ください。
- 説明会日時 令和2年2月1日(土)午後5時～6時
- 説明会場所 山木屋公民館
- 問い合わせ 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズスクワー 中ノ森山風力合同会社 科治 (03-6439-0510)

かわまたPR

(仮称) 麓山風力発電事業に係る
環境影響評価方法書の縦覧および説明会について

二本松市及び川俣町における風力発電事業について、環境影響評価方法書の縦覧および説明会を行います。縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出することができます。

- 事業者 麓山風力合同会社
- 対象事業実施区域 二本松市、川俣町
- 縦覧期間 令和2年1月10日(金)～2月10日(月)
- 縦覧場所 福島県生活環境部環境共生課、川俣町役場(企画財政課)、とんやの郷、麓山風力合同会社HPほか
- 意見書の提出 2月24日(月)までに縦覧場所の意見書箱へ投函くださるか、〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロント 1303 麓山風力合同会社へご郵送ください。
- 説明会日時 1月25日(土)午後6時～午後7時半
- 説明会場所 山木屋公民館ホール
- 問い合わせ 麓山風力合同会社 奏 (090-9529-9400)

かわまたPR

手づくり小物と手芸の店 宗永

手づくりバック・ポーチや着物リメイク品、パッチワーク製品など手づくりの商品が盛りだくさん!是非、お気軽にお越しください。



〒: 川俣町字中丁 6 番地日興ビル 101
Tel: 090-8257-2700
E-mail: fairyrose.0421@au.com



福が満開、
福しま暮らし
情報センター

県では、県内への移住・就職に係る相談窓口「福が満開、福しま暮らし情報センター」を東京・有楽町に設置しています。移住相談のほか、定期的にセミナー等も開催していますので、お気軽にお問合せください。

- 場所 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8 階
- 電話番号 03-6551-2989
- 開館時間 午前 10 時から午後 6 時まで
- 休館日 月曜、祝日、夏季及び冬季休業



とんや祭 冬・第1弾

1/25(土)

17:30～

天文情報センター特任教授
理学博士
大石雅寿(おおし まさとし)
冬の星空について
わかりやすく楽しく解説!
天体望遠鏡をお持ちの方はご持参ください。

星空観察会と 音楽の夕べ

場所 **問** 山木屋 とんやの郷

時間 16:00～19:00

入場無料

16:00～

夕焼け小焼けで日が暮れて街に
ネオンが灯る頃
ギター抱えてヒールを鳴らし演
歌・懐メロ・歌謡曲
あなたの心に歌います

音楽

北川玉奴(きたがわたまやっこ)

ご来場プレゼント

★年 4 回開催する「とんや祭」ご来場の方に
毎回 1 枚ずつ参加カードを差し上げます。
★春夏秋冬 4 枚集めた方に「とんやもんオリ
ジナルグッズ」をプレゼント。

主 催: 川俣町
お問合せ とんやの郷 TEL: 024-563-2021

第2弾予告: 冬のお茶会 & 脳活大作戦! 2月開催

○広報誌による「お知らせ」

(広報にほんまつ 1月号)

BOOK

その他

2020年農林業センサス
にご協力をお願いします

令和2年2月1日を基準日として「2020年農林業センサス」が実施されます。この調査は、農林業の実態を明らかにし、国・県・市町村など多方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

令和2年1月中旬から、調査員が、農林業を営んでいる皆さんのところへ訪問し、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力ください。

なお、提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

◎問い合わせ:

秘書政策課総合政策係

☎(55)5090

Fax(22)7023



多重債務・貸金業の相談窓口

財務省福島財務事務所では返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。借金の状況をお聞きし、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。秘密厳守、相談無料です。お気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けて貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」業者には十分ご注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

相談窓口 財務省福島財務事務所 理財課

受付時間(平日)

・午前8時30分～正午

・午後1時～4時30分

☎024(533)0064

Fax 024(533)0311

相談専用サイトURL

http://tohokumof.go.jp/b2_kinyu/03_kashikin/soudamadojudihini

(仮称)鶴山風力発電事業に係る環境影響評価方法書および住民説明会

鶴山風力合同会社が、二本松市および川俣町において計画している風力発電事業に関する環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、住民説明会を実施します。

縦覧書類

(仮称)鶴山風力発電事業

環境影響評価方法書

縦覧場所

二本松市役所生活環境課、岩代支所地域振興課、旭住民センター、東和支所地域振興課、鶴山風力合同会社ホームページほか

縦覧期間 1月10日(金)

～2月10日(月)

説明会の開催日時および場所

・1月22日(水)

午後6時30分～8時

旭住民センター大ホール

・1月25日(土)

午後2時～3時30分

戸沢住民センター和室

意見書の提出について

2月24日までに住所、氏名および意見を「記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱

へ投函、または下記問い合わせ先まで郵送してください。

◎問い合わせ:

〒960-1803-1

福島県福島市栄町1丁目35番

キャピタルフロント

鶴山風力合同会社

(担当:兼)

☎090(9529)9400

(仮称)中ノ森山風力発電事業に係る環境影響評価方法書および住民説明会

中ノ森山風力合同会社が、岩尾村および浪江町において計画している風力発電事業に関する環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、住民説明会を実施します。

縦覧書類

(仮称)中ノ森山風力発電事業

環境影響評価方法書

縦覧場所

二本松市役所生活環境課、岩代支所地域振興課、東和支所地域振興課

縦覧期間 1月15日(水)

～2月14日(金)

説明会の開催日時および場所

・2月1日(土)

午後2時～3時

岩代支所

意見書の提出について

2月28日までに住所、氏名および意見をご記入の上縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函、または左記問い合わせ先へ郵送してください。

◎問い合わせ:

〒106-1614-5

東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー

中ノ森山風力合同会社

(担当:料池)

☎03(6439)0510

二本松市立とうわこども園

- 第32回福島県児童文化賞 優秀賞受賞
- 第36回東北建築賞 作品賞受賞

ヤマニ建設株式会社

〒964-0904 福島県二本松市西門222 TEL 0243-23-1400 FAX 0243-23-1410
ホームページ www.yamani-1971.com E-mail yamani@yamani-1971.com

○広報誌による「お知らせ」

(たむら市政だより 1月号)

Information

暮らしの情報案内板

風力発電事業の環境影響 評価方法書縦覧・説明会

建設が計画されている、風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を行います。

【(仮称) 嶺山風力発電事業】

- 建設予定地 二本松市・川俣町

▶方法書の縦覧

- 期間 1月10日(金)～2月10日(月)

- 場所 船引公民館

▶住民説明会

- 日時 1月26日(日)
午後2時～3時半

- 場所 船引公民館 第1・第2研修室

▶意見の提出

2月24日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、この計画の問い合わせ先に郵送してください。

◆この計画への問い合わせ

〒960-8031
福島市栄町1丁目35番キャピタル
フロント1303 嶺山風力合同会社
☎090-9529-9400

◆記事に関する問い合わせ

【(仮称) 中ノ森山風力発電事業】

- 建設予定地 葛尾村・浪江町

▶方法書の縦覧

- 期間 1月15日(水)～2月14日(金)

- 場所 船引公民館

▶住民説明会

- 日時 2月2日(日)
午後6時半～7時半

- 場所 船引公民館 第1研修室

▶意見の提出

2月28日(金)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、この計画の問い合わせ先に郵送してください。

◆この計画への問い合わせ

〒106-6145
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 中ノ森山風力合同会社
☎03-6439-0510

市民部 生活環境課 ☎81-2272

文化財の防災訓練をします

文化財防火デーにあわせ、国指定重要文化財の堂山王子神社で防災訓練を行います。

当日は、付近で消防車両がサイレンを鳴らします。火災と間違わないようご理解とご協力をお願いします。

- 訓練日時 1月19日(日)
午前10時30分

- 場所 堂山王子神社
(船引町門沢字堂山境内)

- 参加団体 堂山王子神社本殿保存会・堂山王子神社自警団・市消防団船引地区隊七郷分団・田村消防署・市教育委員会

☎教育部 生涯学習課 ☎81-1215

文化活動に取り組む団体をサポート

公益財団法人 福島県文化振興財団では、文化活動に対して助成をしています。

- 対象事業 県内に住所を置き活動の本拠を有する団体が、令和2年度中に行う文化活動(成果発表、発表会への参加など)

※詳しくは福島県文化振興財団ホームページをご覧ください。

- 申込方法 所定の申請書に記入のうえ、市教育委員会 生涯学習課に提出してください。

- 申込期限 2月28日(金)

☎(公助) 福島県文化振興財団

☎024-923-8172

教育部 生涯学習課 ☎81-1215

産業廃棄物破砕施設の設置計画に関するお知らせ

福島県中地方振興局に対し、福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づいた産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出がありました。内容は以下のとおりです。

●施設設置予定者

飯岡工業(株) 代表取締役 飯岡 崇
(田村郡小野町大字小野新町字田子田74番地の1)

●施設の設置予定地区

滝根町広瀬字矢大臣240番 外3筆

●施設の種類

産業廃棄物の破砕施設 1基

●処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上3種類

●施設の処理能力

廃プラスチック類の破砕施設として

▶2.3トン/日(10時間)

金属くずの破砕施設として

▶2.1トン/日(10時間)

ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずの破砕施設として

▶8.5トン/日(10時間)

※この事業者が太陽光パネルを処理し、再生資材として販売するために、設置予定地区に産業廃棄物破砕施設を設置する事業計画書を提出したものです。

※県は、今後必要な審査を行った上で、当該産業廃棄物処理施設設置の可否を決定することとしています。

この件に関する問い合わせは、福島県中地方振興局にお願います。

☎県中地方振興局県民環境部環境課

☎024-935-1502

広告欄

Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ

○チラシによる「お知らせ」

(葛尾村)

「(仮称) 中ノ森山風力発電事業」に係る説明会のお知らせ

中ノ森山風力合同会社が計画する「(仮称) 中ノ森山風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせいたします。

1. 説明会の内容
風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします。
2. 説明会の場所、日時
日時：令和2年2月2日(日) 14時00分～
場所：下葛尾集会所
3. 環境影響方法書の縦覧場所、期間
場所：葛尾村役場及び恵下越集会所
期間：令和2年1月15日(水)～2月14日(金)
時間：平日の開庁時間
4. 事業の場所
葛尾村、浪江町にまたがる山地周辺を中心とした地域(下図参照)



5. 環境影響調査実施会社
一般財団法人日本気象協会
6. 問い合わせ先
中ノ森山風力合同会社 電話番号：03-6439-0010
〒106-6145 東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー
担当者：料治

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

福島県 Fukushima Prefecture

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・国際・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 観光情報

現在地 ホーム > 分類でさがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > (仮称) 中ノ森山風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称) 中ノ森山風力発電事業

ツイート いいね! 印刷用ページを表示する 掲載日：2020年2月20日更新

〈更新情報〉
令和2年1月15日、環境影響評価方法書の公告、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 中ノ森山風力発電事業		
事業者	中ノ森山風力合同会社		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	浪江町及び葛尾村の行政界付近の役線上		
事業の規模	出力	最大48,000 kW (定格出力4,200 kW級の風力発電機を最大15基設置)	
関係地域(※)	浪江町、葛尾村、田村市、二本松市、川俣町		
配慮書	公告日	令和元年8月2日	
	縦覧期間	令和元年8月2日～令和元年9月2日	
	意見書提出期間	令和元年8月2日～令和元年9月2日	
	縦覧場所	福島県庁西庁舎8階生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、田村市船引公民館、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷	
方法書	福島県環境影響評価審査会	開催日	令和元年8月28日(事業者説明等) 議事録表 [PDFファイル/322KB]
	知事意見	通知日	令和元年9月26日 本文 [PDFファイル/331KB]
	公告日	令和2年1月15日	
	縦覧期間	令和2年1月15日～令和2年2月14日 電子縦覧 http://nakanomoriyama.work/	
準備書	意見書提出期間	令和2年1月15日～令和2年2月28日	
	縦覧場所	福島県庁西庁舎8階生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、恵下越農会、田村市船引公民館、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷	
	説明会の開催	(1)二本松市役所岩代支所 令和2年2月1日午後2時～、(2)川俣町山本農公民館 令和2年2月1日午後5時～、(3)葛尾村下葛尾農会 令和2年2月2日午後2時～、(4)田村市船引公民館 令和2年2月2日午後6時30分～、(5)浪江町役場3階301会議室 令和2年2月4日午後2時～	
	意見数	令和2年2月6日(事業者説明等) 議事録表 [PDFファイル/305KB]	
評価書	福島県環境影響評価審査会	開催日	令和2年2月6日(事業者説明等) 議事録表 [PDFファイル/305KB]
	知事意見	通知日	
	公告日		
	縦覧期間		
準備書	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
	意見数	場所	
	公聴会の開催		
評価書	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
	公告日		
	縦覧期間		

(中ノ森山風力合同会社 ホームページ)

【(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について①】

**(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響
評価方法書**

「(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価方法書 (以下、方法書)」を、
環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2020年1月15日(水)～2020年2月14日(金)までの期間中は閲覧が
可能です。

※当ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。

※当ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応して
いない場合は表示できません。

※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerのみ可能です。

※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

※Internet ExplorerでPDFファイルが開けない場合は下記のリンクをご参考くださ
い。

<https://helpx.adobe.com/jp/acrobat/using/display-pdf-in-browser.html>

[TOP](#)

[方法書](#)

[方法書の縦覧](#)

[お問い合わせ先](#)

方法書 文書閲覧期間：1/15～2/14

[表示 目次](#)

[第1章](#)

[第2章](#)

[第3.1章](#)

[第3.2章](#)

[第4章](#)

[第5章](#)

[第6.1章](#)

[第6.2章](#)

[第7章](#)

[第8章](#)

[第9章](#)

[第10章](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

福島県生活環境部環境共生課 福島県庁西庁舎8階

葛尾村役場

恵下越事会所

浪江町役場 産業振興課

船引公民館

二本松市役所市民部生活環境課

二本松市役所栗和支所

二本松市役所岩代支所

川俣町役場 企画財政課

山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」

縦覧期間：2020年1月15日(水)～2020年2月14日(金) (土・日・祝日を除く開
庁時)

意見書の提出について

計画段階環境方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、

書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、

縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、

○お知らせ

お 知 ら せ

(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価方法書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和2年1月15日(水)から令和2年2月14日(金)まで
(土、日、祝祭日及び閉庁日を除く。)

2. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の送付

「(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。

○受付期間：令和2年1月15日(水)から令和2年2月28日(金)まで
(郵送の場合は2月28日消印有効)

○郵送の場合

宛先：〒106-6145 東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー
中ノ森山風力合同会社 料治 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※方法書は、中ノ森山風力合同会社のホームページ(<http://nakanomoriyama.work/>)でも公表しています。

5. お問い合わせ先

中ノ森山風力合同会社
担当者：料治
電話番号：03-6439-0010

以 上

○ご意見記入用紙

「(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。